

<報道発表資料>

令和 8 年 1 月 19 日
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

令和 8 年度京都市重度障害者タクシー利用券の継続利用に 係る申請方法及び交付方法の変更

令和 8 年度京都市重度障害者タクシー利用券（以下「タクシー利用券」という。）の継続利用に係る申請方法が郵送・オンライン申請に、交付方法が郵送に変更となります。

各区役所・支所障害保健福祉課及び京北出張所保健福祉第一・第二担当（以下「区役所等」という。）へ来所いただく必要はありません。

【郵送交付の概要】

● 対象者

以下のいずれかに該当する障害のある方で、令和 7 年度中にタクシー利用券の交付を受け、引き続き令和 8 年度もタクシー利用券の交付を希望される方

- (1) 身体障害者手帳（1・2 級）の交付を受けている方
- (2) 療育手帳（A 判定）の交付を受けている方
- (3) 精神保健福祉手帳（1 級）の交付を受けている方

● 申請方法

対象者には、京都市障害保健福祉事務センター※から、継続申請に係るお知らせと申請書を、2 月末までに送付します。

申請書に必要事項を記入のうえ、郵送で申請いただくか、お知らせに記載の二次元コードからオンラインで申請してください。

※京都市障害保健福祉事務センターの詳細は次ページに記載

● 申請期限 令和 8 年 3 月 13 日（金）

● タクシー利用券の交付時期

申請期限までに申請を受け付けた場合は、令和 8 年 3 月末頃に郵送します。

※原則、簡易書留での郵送となります。

※3 月 14 日以降も申請可能ですが、3 月末までに届かない場合があります。

● 注意事項

令和7年度中にタクシー利用券の交付を受けていない方や、他制度から切り替える場合等は、お住いの区役所等の窓口での申請が必要です。

※ 詳細は以下ホームページ（京都市情報館）を御確認ください。

<京都市重度障害者タクシー料金助成事業について>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000349115.html>

<京都市重度障害者タクシー利用券の郵送交付について>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000349015.html>

【郵送交付に係る問合せ先】

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市障害保健福祉事務センター

電話番号 075-222-3485

受付時間 午前8時半～午後5時

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く。

【京都市障害保健福祉事務センターの概要】

市民の利便性向上及び効率的な業務の遂行を図るため、新たに京都市障害保健福祉事務センター（以下「センター」という。）を開設し、区役所等における事務の一部を集約し、郵送・オンラインによるセンターへの直接申請を可能とともに、入力作業、発送等の事務や問合せ対応などを行います。

なお、集約する業務も含め、対面による相談や受付は、これまでどおり、区役所等の窓口で行います。

● センターで行う主な業務

自立支援医療（更生医療）、重度心身障害者医療費支給制度、特別障害者手当等、日常生活用具（ストーマ装具・紙おむつ）、重度障害者タクシー料金助成事業などに係る申請受付（新規申請除く。）、支給認定、各受給者証の発行・発送、年度更新事務など

<留意事項>

- ・新たに上記の制度を利用される場合の相談・申請等は区役所等で引き続き受け付けます。
- ・継続申請の御案内、各受給者証の発送などはセンターで実施します。
- ・申請後のお問合せ対応や申請書類の不備などの連絡はセンターが行います。

● 開設時期

令和 8 年 2 月～ 重度障害者タクシー料金助成事業の継続交付事務開始
その他対象業務についても順次実施

<京都市障害保健福祉事務センターについて>

詳細は以下ホームページ（京都市情報館）を御確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000349014.html>